

商工 かこかわ

The Kakogawa Chamber of Commerce and Industry



特集 中小企業の実態調査から見るインボイス制度の現状



■クローズアップ
加古川税務署
署長 鈴木 志のぶ さん

■エッセイ
nail garden SOLA.
川浪 裕子 さん

<https://kakogawa-cci.or.jp/>

中小企業の実態調査から見るインボイス制度の現状

2023年10月に導入されたインボイス制度。免税のまま事業を続けるか、課税転換して登録すべきか、未だに判断に迷われている事業者の方も多いのではないでしょうか。本記事では、日本商工会議所が実施した調査結果から制度導入後の「登録状況」「取引への影響」「事務負担の変化」など、データで見える現状についてお伝えします。また、2026年度の税制改正で見直しが予定されている重要措置についても解説します。

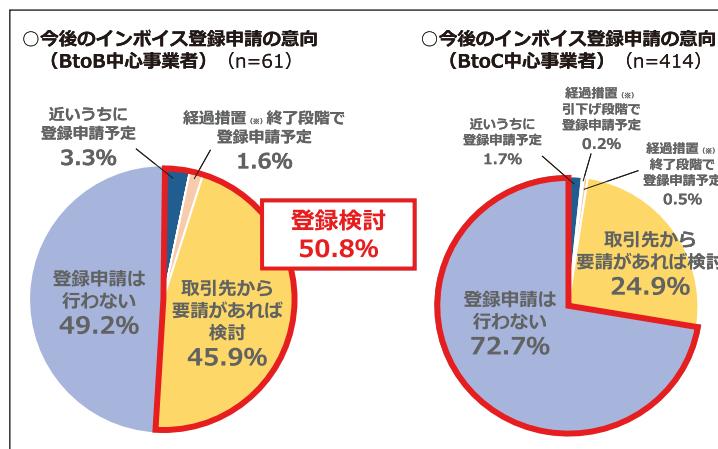
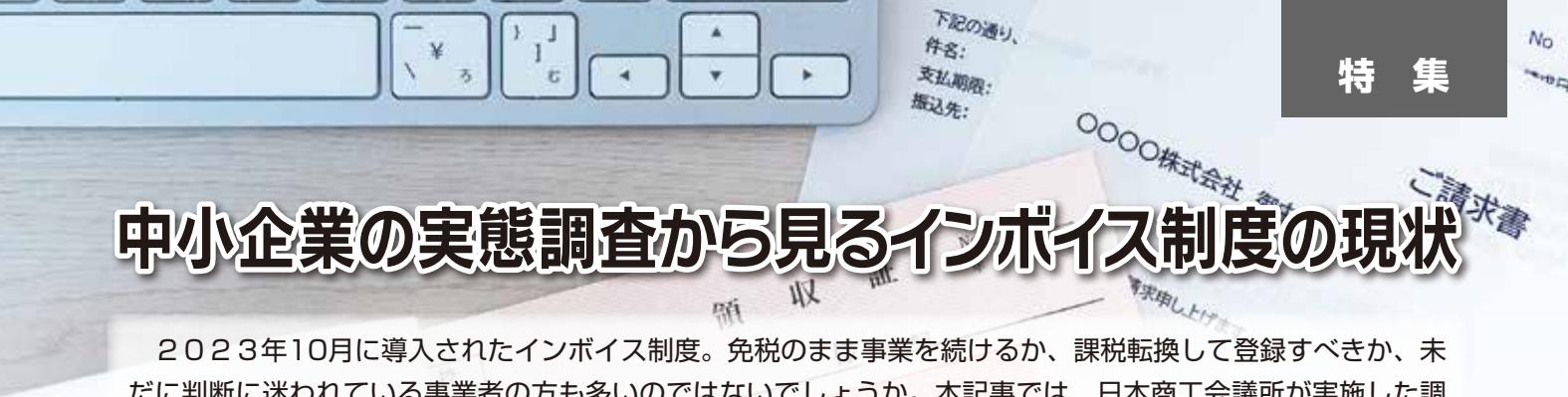
出典・引用「中小企業におけるインボイス制度等に関する実態調査結果 -日本商工会議所・東京商工会議所・国税庁「インボイス制度について」、政府広報オンライン「令和5年10月からインボイス制度が開始!」

インボイス制度とは?

令和5年(2023年)10月1日からインボイス制度が始まりました。このインボイス(適格請求書)とは、取引にかかる消費税額が正確に記載された請求書・領収書等のことで、買い手が仕入税額控除を受けるためには、このインボイスの保存が必要になります。

なお、インボイスを発行できるのは、「適格請求書発行事業者」として登録した事業者のみで、免税事業者が発行することはできません。適格請求書発行事業者になるためには、国税庁に「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出をする必要があります(詳細は国税庁のホームページをご参照ください)。

以降は、日本商工会議所が各地商工会議所を通じて、インボイス制度の実態について取りまとめたアンケート結果を説明していきます。



それに対して、BtoC(一般消費者向け) 中心事業者は、7割が登録を行わず(免税のまま)、その理由としては「取引先から要請がなかった」が最多の41.3%を占めました。

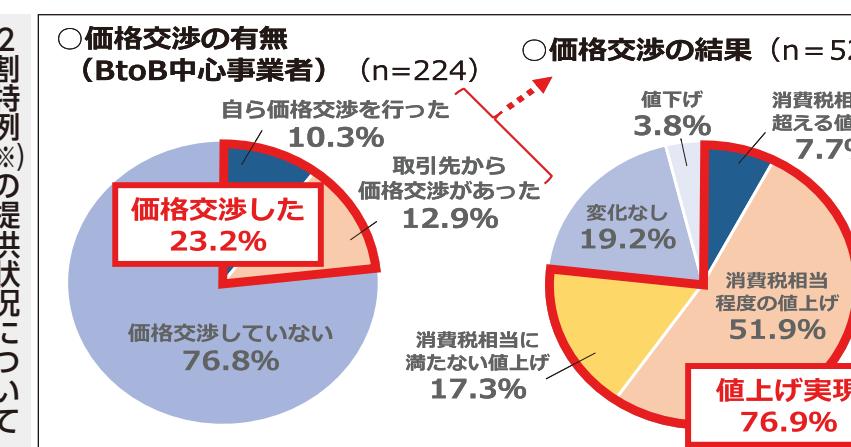
次にインボイス登録を行っていない免税事業者のうち、BtoB中心事業者の50.8%が今後登録を検討していますが、BtoC中心事業者の72.7%は今後も申請を行わない意向を示しており、取引形態によって判断が分かれています。

②課税転換後の変化「価格交渉」の実施状況等

【参考】免税事業者等からの仕入に係る経過措置

免税事業者等からの仕入について、2023年10月(制度開始)～2026年9月末までは8割の仕入税額控除が認められ、2026年10月～2029年9月末までは5割の仕入税額控除が認められる措置。2029年9月末で終了予定。

令和8年の税制改正により、内容等が見直し予定(詳細はP5)



7割を占めており、取引先との関係性を考慮した判断や取引慣行等も関係していると考えられます。

免税事業者からインボイス登録(課税転換)したことを契機に価格交渉を行った事業者のうち、76.9%が値上げを実現しています。そのうち半分の事業所が消費税相当程度の値上げを実現しています。その他で、価格交渉を行っていない事業所は、理由として「価格交渉を行っていないから」が約76.9%が

2割特例(※)の提供状況について

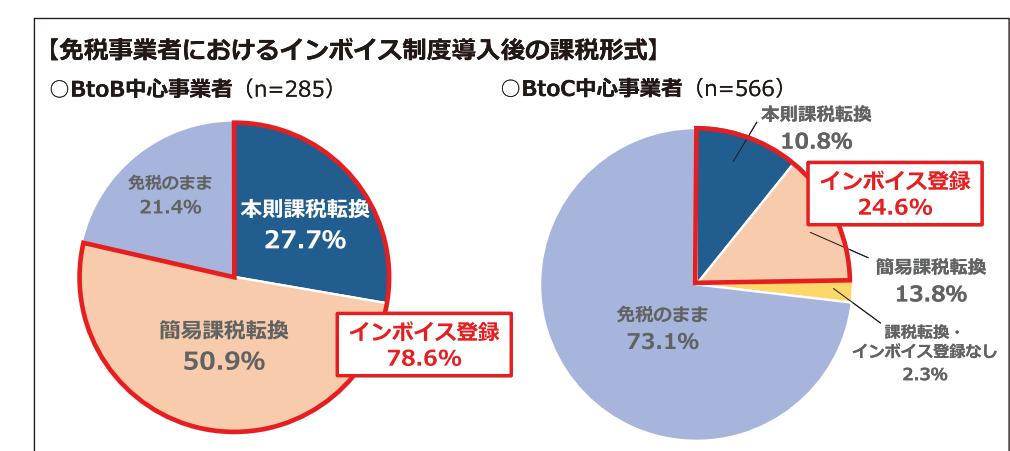
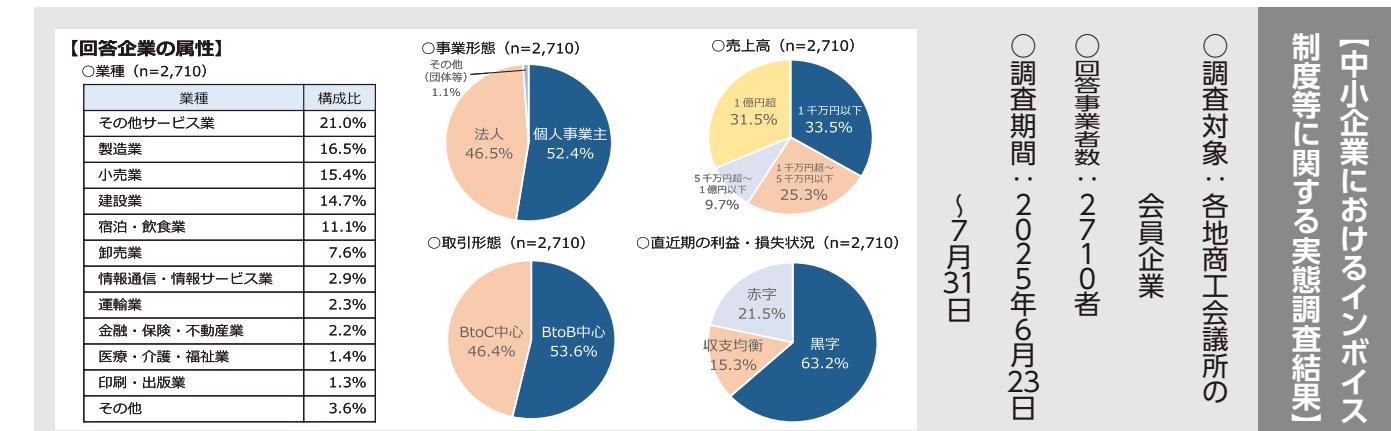
免税事業者からインボイス登録(課税転換)した事業者の68.6%が2割特例を適用しています。また、2割特例を適用した事業者の92.0%が「スマートに消費税申告できた」と回答しました。

【参考】2割特例(※)の提供状況について

免税事業者からインボイス登録(課税転換)した場合、納税額を売上税額の2割に軽減する措置。2026年9月末で終了予定ですが、令和8年の税制改正により、内容について見直し予定(詳細はP5)

個人事業主における2割特例適用者の平均納税額	
事業形態	個人事業主(n=221)
納税額	12.7万円

次に、免税事業者から仕入等を行う本則課税事業者は43.7%で、そのうち57.6%は仕入額が100万円以上となっていました。また、免税事業者からの今後の仕入対応について尋ねると、取引価格や仕入の見直しを行う事業者は42.3%となる一方で、免税事業者との取引を継続する事業所に、その理由と尋ねると、「代替となる取引先はない」が最多となりました。



①BtoBは「約8割」が登録、BtoCは「約7割」が免税維持

インボイス制度導入前に免税事業者であった事業者のうち、BtoB(企業間取引) 中心事業者の78.6%がインボイス発行事業者登録を行っています。

クローズアップ



加古川税務署
鈴木 志のぶ

確定申告は自宅で完結！
スマホとマイナンバーカードでe-Tax！

今年も確定申告の時期が近づいてきました。初めての方にも経験者にも便利な、e-Tax申告やキャッシュレス納付。特に自宅でのスマホとマイナンバーカードを利用した利便性について、昨年7月に加古川税務署長に着任された鈴木署長にお話を伺いました。

確定申告はe-Taxがスタンダード！
私は、これまで東京国税局管内で勤務してまいりましたが、初めての関西での勤務、この加古川税務署で働く機会をいただき、大変光栄に感じるとともに、その職責の重さに身の引き締まる思いです。

さて、本年度も引き続き、「税務署に行かずしてできる確定申告」に向けて、

自宅からのe-Tax申告、振替納付をはじめとするキャッシュレス納付を推進しております。

現在、e-Taxは、約4人に3人の方にご利用いただいており、所得税の確定申告は、e-Taxの利用がスタンダードになっています。また、確定申告会場で申告する方は、全体の1割となり、自宅からの申告が増えています。加えて、所得税・消費税の納付は、振替納税が便利です。振替納税等での手続きが不要になり、一度届出を行えば、翌年以降も振替日に指定の口座から引き落としされます。是非、ご利用ください。

e-Taxで送信できます。
その際、マイナンバーカードを使って「マイナポータル連携」を利用する「マイナポータル連携」の利用には事前の情報の申告書に自動入力でき、更に簡単・便利に申告書を作成できます。
マイナポータル連携の利用には事前の準備が必要ですが、事前準備は、原則、初めてご利用になる1回のみですので、お早めにご準備していただき、是非、ご利用ください。

スマホと「マイナポータル連携」で、もつと簡単・便利に！

確定申告は、自宅でスマホとマイナンバーカードを使ったe-Taxが便利です。税務署や申告会場と同じ手続きが、自宅からスマートに行えます。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、自動計算で申告書等を作成でき、作成した申告書等はそのまま

スマホと「マイナポータル連携」で、もつと簡単・便利に！
確定申告は、自宅でスマホとマイナンバーカードを使ったe-Taxが便利です。税務署や申告会場と同じ手続きが、自宅からスマートに行えます。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、自動計算で申告書等を作成でき、作成した申告書等はそのまま

マイナンバーカードと電子証明書の有効期限にご注意ください。

マイナンバーカードには、「マイナンバーカード」と「電子証明書」の2つの有効期限があります。有効期限は、令和7年度は、「マイナンバーカード」が10年、「電子証明書」が5年と、それぞれ設定されており、更新手続が必要です。特に、令和7年度は、「マイナンバーカードと電子証明書について、多数の方の更新が見込まれています。

マイナンバーカードや電子証明書の有効期限を過ぎた場合、マイナンバーカードを利用したe-Taxによる申告手続等ができませんので、お早めに更新手続をお願いします。

e-Taxなら『スマホとマイナンバーカードで確定申告は自宅で完結！』

マイナポータル連携で自動入力!
※事前準備が必要です
給与・医療費ふるさと納税などの情報

マイナンバーカードの機能をスマホに搭載!
だから、読み取り操作は不要!

74%の方がe-Taxを利用

24時間オンラインで申告可能!
※メンテナンス時間を除く

確定申告会場での相談を希望される方は、「国税庁LINE公式アカウント」からオンライン事前予約の手続をお願いします。

マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限にご注意ください。
詳細は、デジタル庁ホームページをご確認ください。

申告期限

所得税および 復興特別所得税、贈与税	令和8年3月16日(月)まで
消費税および 地方消費税(個人事業者)	令和8年3月31日(火)まで
事業税・住民税	令和8年3月16日(月)まで

e-Taxで確定申告をされる方へのサポート

動画で見る確定申告
申告書の作成手順を動画でご案内しています。

マイナポータル連携
申告書に自動入力でき、更に簡単・便利に申告書を作成できます。

マイナポータル連携の利用には事前の準備が必要ですが、事前準備は、原則、初めてご利用になる1回のみですので、お早めにご準備していただき、是非、ご利用ください。

令和8年2月16日(月)から 同年3月16日(月)まで
※選付申告書は令和8年2月13日(金)以前でも提出できます

加古川税務署の確定申告会場

「加古川総合文化センター」

(加古川市平岡町新在家1224-7)

開設期間：令和8年2月16日(月)～3月16日(月)
※土、日、祝日は、3月1日(日)のみ開設

相談受付：8時45分～16時(相談開始は9時～)

※相談を希望される方は、「国税庁LINE公式アカウント」からオンライン事前予約をしてください。
(当日受付も行っておりますが、混雑状況によって、早めに相談受付を終了する場合があります。)
※来場の際は、**スマホ、マイナンバーカード(2種類の暗証番号(数字4桁、英数字6～16文字)も必要)**、確定申告のお知らせはがき(通知書)、源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類、前年の申告書の控えをご持参ください。
※確定申告会場専用の駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

開設期間中、加古川税務署内に確定申告会場はございません!
(注)2月2日(月)～3月16日(月)の期間、加古川税務署の駐車場を閉鎖します。

加古川税務署



エッセイ

「感性を仕事にするという選択」

nail garden SOLA. 川浪 裕子



私は茨城県で生まれ育ちました。長年追いかけてきた音楽大学に入学できたのも束の間、Hip HopやR&Bの音楽に強く惹かれ、親の反対を押し切り、大学を辞めて6年間アメリカへ渡りました。

現地では楽曲制作のアシスタントを務めながら、歌手デビューを目指し、ダンスやボイストレーニングに励みました。今思えば、両親を本当に振り回してばかりでした。日本でのデビューも経験しましたが、26歳で歌手活動に区切りをつけ、日本の音楽制作会社に入社しました。

私は茨城県で生まれ育ちました。長年追いかけてきた音楽大学に入学できたのも束の間、Hip HopやR&Bの音楽に強く惹かれ、親の反対を押し切り、大学を辞めて6年間アメリカへ渡りました。

その後は、結婚を機に寿退社し、約13年前に兵庫県へ移住。育児と両立しながら音楽を続ける現実的な選択肢を考えた結果、手に職を持つ道としてネイルスクールに通い、資格を取得し、サロン勤務を経て自宅サロンを開業。続いて昨年3月、加古川市内に『nail garden SOLA.』を開業しました。

開業当初は水道の開通が間に合わず、設備面でも不十分な状況からのスタートでした。さらに家族の出来事も重なり、経営は試行錯誤の連続でしたが、スタッフやお客様に支えられ、現在も運営を続けています。

お客様からお預かりする1、2時間がある時間になることを大切に。また、小さなサロンではありますが技術・接客・在り方すべてにおいて、唯一無二の価値を提供できる場でありたいです。今後は、自身の成長と共に、年齢や性別、障害の有無やリスクに関わらず、立場や背景に左右されず、誰もがシムレスに働き、価値を生み出せる商業施設をつくることが私の現在の野望です。

今は音楽とは異なる業種ではあります、ネイルの仕事も音楽と同様に、その場でお客様の反応や感動を直接感じられる仕事です。当サロンでは、技

住 所: 加古川市平岡町新在家471-1
WATERAS SHINZAIKE#207
T E L: 079-457-9179
営業内容: ジェルネイルなどのネイルケア専門店



緑に包まれた落ち着いた空間で、お客様に寄り添った接客を。

お客様からお預かりする1、2時間がある時間になることを大切に。また、小さなサロンではありますが技術・接客・在り方すべてにおいて、唯一無二の価値を提供できる場でありたいです。今後は、自身の成長と共に、年齢や性別、障害の有無やリスクに関わらず、立場や背景に左右されず、誰もがシムレスに働き、価値を生み出せる商業施設をつくることが私の現在の野望です。

会議所のつづき

1月19日、地元選出衆議・県議・市議をはじめ関係機関・関係団体、当所役員・議員など108名が参加し、加古川プラザホテルで新春議員懇談会を開催しました。開会の挨拶で山本会頭は「物価高騰や人材不足など企業経営は厳しい状況ですが、当地域は東播磨で新規事業を進展しつつある。この好機を逃すことなく、商工会議所と加古川市など関係機関が緊密に連携を図り『MAKE KAKOGAWA GREAT AGAIN』をスローガンに加古川を再び元気で活気あふれるまちにしましよう」と述べました。岡田市長、野北県民局長、渡海衆院議員の祝辞に続き、中村市議会議長が加古川の地酒、(名岡田本家の「盛典」で乾杯の発声を行い、参加者は和やかに懇談しました。

参加者は13名

12月8日、(株)ライフデザインラボ代表取締役の村山寛樹氏を講師に「求人採用と『人が生きる』辞めない職場づくりのコツ」と題したセミナーを開催しました。会社の命運を左右する人材確保について、効果が期待できる採用活動のポイント、また採用した人材に長く活躍してもらうためのコツを解説しました。採用活動が上手くいかない理由として「自社に魅力がないから」と述べ、有効な求人媒体の使い方や散りばめるべきキーワード等を解説しました。また、人材が定着しない理由として誤解されがちですが、そもそも同じく「仕事がきついから」と見えないケースが多いことを述べ、有効な求人媒体の使い方や散りばめるべきキーワード等を解説しました。それでも同様に「仕事がきついから」と誤解されがちですが、未来へ伝えることが有用であると説明しました。

参加者は7名

12月12日、A-Iを活用した人材確保セミナーを開催し、第一部では12月8日と同じく(株)ライフデザインラボ代表取締役の村山寛樹氏の「人材確保・育成のためのDX活用戦略セミナー」を、第二部では加古川税務署総務課長の善光哲治氏による「事業者のデジタル化推進とデジタルシームレスの世界へ」と題した講演を行いました。第一部では、新トレンドやデジタルツール活用の視点、定着率向上につながる導入効果予測に加え、戦略的施策の策定ポイントについて、成功事例を基に解説がありました。第二部では、インボイス制度はじめとする法改正への対応として、事業者がDX化を進めた場合のメリットを紹介し、導入資金の補助例としてIT導入補助金を紹介しました。

価格と精度なら負けません

金属部品加工・精密機械部品製造 株式会社 テクノ・オカダ

TEL 075-1213
加古川市上荘町国包205-6
079-438-7030

Techno OKADA

決算申告の準備はおすすめですか？

令和7年分確定申告決算準備相談会のご案内

当所では、下記の日程により、会員事業所の皆様の決算申告準備のお手伝いをいたします。相談会は本所での開催のみとなり、完全予約制とさせていただきますので、事前にお電話でご予約いただきますようお願ひいたします。※株式譲渡及び不動産譲渡の申告は相談対象外となりますことご容赦ください。

相談日	相談会場	相談時間
2月18日(水)	加古川商工会議所 (展示ホール)	9:30~16:00 (1枠/60分)
2月19日(木)		① 9:30~
2月26日(木)		② 10:30~
2月27日(金)		③ 13:00~
3月2日(月)		④ 14:00~
3月3日(火)		⑤ 15:00~

●ご持参願いたいもの

- 令和5年・6年分所得税の決算書(控)及び申告書(控)
- 帳簿及び原始記録(帳簿等の合計欄は必ず計算しておいて下さい)
- 生命保険料、地震保険料、国民健康保険、国民年金、その他控除を受ける証明書等
- 令和5年・6年分消費税申告書(控)及び付表(控)
- 税務署から郵送されてきた書類一式(「確定申告のお知らせ」ハガキ等)
- インボイス登録日がわかる書類(適格請求書発行事業者の登録通知書等)
- 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)
- マイナンバー確認書類(マイナンバーカード、マイナンバー通知書、住民票等)

【ご準備ください】
令和7年分以降より、「特定親族特別控除の創設」と「扶養親族等の所得要件の改正」が細分化されました。
対象となる控除金額の確認のため、申告者の扶養親族の収入がわかる書類、または左記の必要事項をご記入の上、相談会当日にご持参ください。

○配偶者の令和7年中の合計所得金額
配偶者氏名・年齢、①給与所得の収入金額・所得金額、②給与所得以外の所得の合計額、配偶者の特定親族の令和7年中の合計所得金額
特定親族の氏名、特定親族の令和7年中の合計収入金額・合計所得金額

※「特定親族」とは、申告者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます)で合計所得金額が58万円超123万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入合計が123万円超188万円以下)の人のことをいいます。

※親族が、2人以上の所得者の特定親族に該当する場合には、その親族は、これらの所得者のうちいずれか1人の特定親族にのみ該当するものとみなされます。この他にも特定親族特別控除の適用が受ける事ができない場合があります。

!消費税申告(一般課税)の下準備のお願い!

令和5年10月以降の取引は、税額「8%」と「10%」、インボイスの「有」と「無」の4種類に分けて合計(インボイス登録日が10/1以降の方は、そちらも分けて合計)し、来所下さい。

整理せずに来所された場合は、当日中の対応をお断りする場合もありますことを了承下さい。

●お問い合わせ 加古川商工会議所 中小企業相談室 TEL079-424-3355

口ジカルに伝えるとは?

-12月例会を開催-

12月8日に12月例会として「口ジカルスピーキング研修」を開催しました。

人前で話すことや分かりやすく伝えることは、経営者・ビジネスパーソンにとって欠かせない力です。本研修は、相手に納得してもらう話の組み立て方や、論理的な伝え方を学ぶことを目的に実施しました。

講師には企業研修講師として活躍されている富士YEGの勝又慶子氏をお迎えし、具体例を交えながら、すぐに実践できるスピーキングのポイントをご講演いただきました。グループワークでは、学んだ話法を実際に当てはめて「話す・聞く」を繰り返しながら活発な意見交換が行われました。口ジカルに伝えることは、相手を理解し思いやることでもあると学びました。

本研修で得た学びを今後の青年部活動や事業運営に活かし、より分かりやすく、共感を得られる事業づくりに繋げていきたいと思います。

(経営研修委員会副委員長田中健司)

あがりにくい自分をつくる

-研修会を開催-

12月9日、12月度事業として講師に村角美紀氏を招き、「研修会」を開催しました。

まずスピーカーをする際に緊張する瞬間やその時の身体の状態についてグループディスカッションを行った後、上がりにくくするためのコツを聞き、1人ずつ前に出て1分間の自己紹介を行いました。



全員での実践練習



いろり勢賀での夕食

楽しく美味しく年忘れ
-ゴルフコンペ&忘年例会を開催-

12月16日、12月度定例会としてゴルフコンペと忘年例会を開催しました。

先発のゴルフコンペ参加者15名は、福崎東洋ゴルフ倶楽部にてゴルフを楽しみ、後発組は「もちむぎのやかた」で下車後、実際に腹式呼吸を練習しました。



大迫力のガジロウスライダー

最後に、滑舌・発声練習としても有名な歌舞伎の演目『外郎売』を全員で声を出して行いました。声の出し方から伝え方まで、明日から活かせることを学ぶことがで

き、あつという間の2時間でした。今日は1回目として基本を教えていただき、次回は実践に近い内容についてご講演いたく予定で参加者は13名です。

いろり勢賀での夕食

加古川商工会議所ビルのテナントの募集について

加古川商工会議所では、加古川でビジネス展開をお考えの方にご利用いただけるよう、テナントの募集を行っております。

※加古川駅から徒歩5分の好立地

場所：加古川プラザホテル 1階ホテル玄関横

面積：9.05坪

※賃料、共益費、付加使用料などが必要となります

【お問い合わせ】総務管理課 TEL 079-424-3355

会議所からのおしらせ

印刷物入札

当所より発注する印刷物に関し、競争見積を実施いたします。内容につきましては、前日にお問い合わせください。（当所会員限定）

●日時 2月20日(金)10時
●場所 加古川商工会議所

3階事務所

●お問い合わせ 総務管理課
TEL 079-424-3355

会員情報に変更はありませんか？

当広報誌を封入している袋の宛名ラベルをご覧ください。

現在、ご登録いただいている会員情報（事業所名・代表者名等）に変更はございませんか？

登録情報の変更、また電話番号等の登録情報のご確認につきましては、当所までご連絡ください。

●お問い合わせ 会員課
TEL 079-424-3355

商工かこがわの表紙・エッセイに登場しませんか？

当所から毎月1日に発行している「商工かこがわ」の表紙とエッセイにご登場いただける事業所を募集します。（掲載時期については要相談）

表紙では、新事業を始めたので知つてほしい、ほかの企業にはないおもしろいことをやっている、新商品の販売を開始した、一緒に頑張る従業員の皆様と登場したいなど、お気軽にご相談ください。

エッセイでは、仕事の話題以外にも趣味の話、密かに挑戦しようとおもつてのこと、人生を振り返つてなど、ご自身について執筆いただいています。

●お問い合わせ 会員課
TEL 079-424-3355



2月の会議所カレンダー

日	曜日	行 事
2	月	広報委員会
5	木	会員委員会
6	金	〔無料〕法律相談
8	日	第236回 日商珠算検定
16	月	〔無料〕特許・商標知財相談 二市二町会員大交流会

日	曜日	行 事
17	火	〔無料〕社会保険・労務相談 〔無料〕金融相談 ((株)日本政策金融公庫 姫路支店)
18	水	〔無料〕税務相談
20	金	〔無料〕法律相談
22	日	第172回 日商簿記検定
24	火	〔無料〕不動産相談
28	土	会員企業対抗ダブルスゴルフ大会

- 「個別経営相談会」は事前予約が必要です。あらかじめご相談内容をお知らせください。（※）
- 無料相談は、変更・中止となることがあります。お手数ですが、事前にお問合せください。
- ⇒「特許・商標知財相談」は2月12日(木)までに予約が必要です。あらかじめご相談内容をお知らせください。（※）
- ⇒日本政策金融公庫による「金融相談」はWEBミーティング形式での相談となりますので、事前予約が必要です。（※）
- ⇒「不動産相談」は当面の間【完全予約制】の【電話相談のみ】となり、2月20日(金)までに予約が必要です。（☆）
- 《問合せ・予約連絡先》※印: 加古川商工会議所 電話079-424-3355

☆印: (一社) 兵庫県宅地建物取引業協会 加古川支部 電話079-424-0832

商工かこがわ2月号

発行
2026年2月1日
発行人
加古川商工会議所
〒675-0064
加古川市加古川町溝之口800
TEL (079) 424-3355(代表)
FAX (079) 424-7157

広報委員の“つぶやき”

2月3日の節分を過ぎ、翌日の立春を迎えると少しづつ昼の時間が長くなり、木々も芽吹き始め春にむかいます。まだまだ寒い日が続きます。どうぞ体調管理にはお気をつけてください。

「今月の“こんな日”」

●ボンカレーの日・レトルトカレーの日 (12日)

1968年(昭和43年)のこの日、日本初のレトルト食品である「ボンカレー」が発売された。製造・販売する大塚食品株式会社が制定。ボンカレーの名前の「ボン」はフランス語の形容詞「bon」(よい、おいしいの意味)に由来する。